

緑の活動支援事業

事務処理マニュアル

令和2年12月

(公財) 福岡市緑のまちづくり協会  
みどり課

# 緑の活動支援事業事務処理マニュアル

## 1. 目的

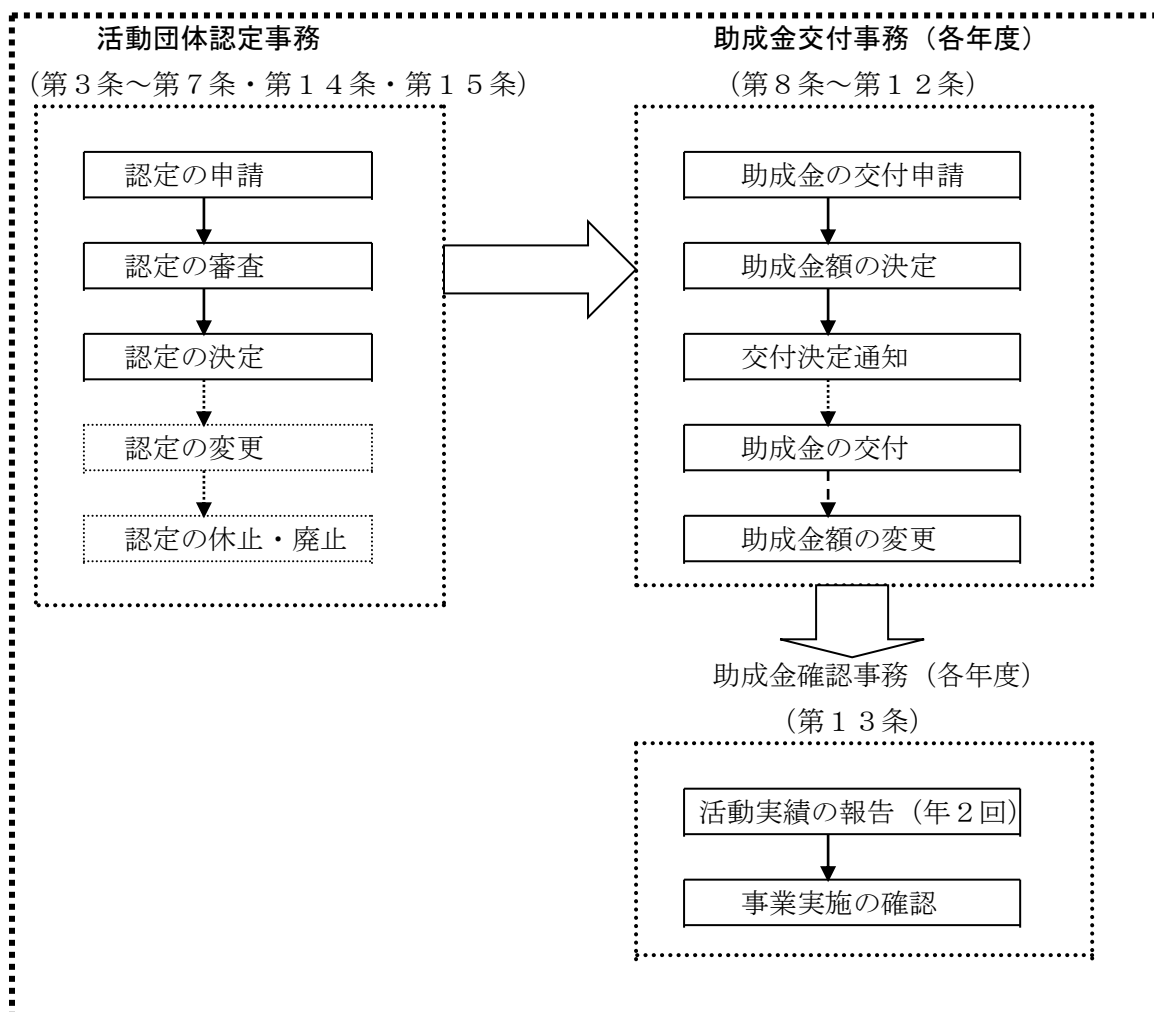
この「事務処理マニュアル」は、緑の活動支援事業の実施にあたり、「地域の森づくり活動支援事業実施要領及び地域の花づくり活動支援事業実施要領（以下「実施要領」という）」に定める内容のほか、事務処理の詳細について内容を定めることにより、適正な事業の執行を図ることを目的とするものである。

## 2. 事務処理の流れ

事業の実施にあたり、「活動団体の認定」事務（実施要領第3条～第7条、及び第14条、第15条）、認定団体に対する「助成金交付」事務（第8条～第12条）、および事業の適正な執行の確認事務（第13条）を行う。

「活動団体の認定」は、原則として本事業が制度として運用される期間内は特別な理由がない限り継続するものである。なお、やむを得ない理由により活動を停止する団体は、認定の廃止を届ける必要があるものとする。

「助成金交付」は、協会が定める「都市緑化推進事業助成金交付要綱」に基づき、認定団体に対して年度毎に助成金を交付する事務である。



### 3. 事業の趣旨と目的

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会（以下「協会」という。）が行う「地域の森・花づくり活動支援事業」の実施について必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 この事業は、市民等により結成された団体が自主的に取り組む地域における森・花づくり活動を育成・支援することにより、緑の普及啓発、地域の環境改善、地域コミュニティの形成等を図ることを目的とする。

#### ◆企業が行う活動について

本事業で対象とする団体は、第2条で規定する「市民等により結成された団体」、「自主的に取り組む」活動を行う団体であることから、企業名が入った団体や、企業が単独で行う活動の場合は活動目的に企業のPRを含むため対象外とする。

また「市民等」としており、企業と地域住民の連合体としての団体は対象となる。

#### ◆受託による活動について

本事業は団体が自発的に取り組む森・花づくりを支援するものであるため、団体が活動場所の管理者や事業者からの受託により維持管理を行う箇所については対象外とする。

### 4. 活動団体認定事務

#### (1) 新規認定の申請受付事務

(団体の認定)

第3条 活動団体として認定を受けようとする団体は、活動団体認定申請書（様式1）を提出しなければならない。

#### ◆団体の申請箇所について

1 団体が複数の箇所で活動する場合も、認定するのは1団体のみとする。なお、活動場所が近接している団体から申請書の提出があった場合は以下の項目いずれにも該当しないかを確認し、同じ団体ではないか確認する。

①活動計画、活動日が同じではないこと。

②代表者が異なっており、会員が全て同じではないこと。

#### ◆申請書の活動規模について

活動団体認定申請書に活動規模として記載する「許可区域面積」とは所有者または管理者から許可を得た区域であり、そのうちの協会が活動区域と認定した区域を「認定区域面積」とする。

#### ◆会員名簿について

組織として、下記の役員を必要とする。

代表者（会長）、副代表者（副会長）、会計、監事

なお、役員については、氏名、住所、電話番号を必要とし、そのうち代表者については氏名のふりがな、性別、生年月日も必要とする。

◆新規認定の時期

よりきめ細やかな支援制度として運用するため、新規認定を年間2回行う。

区分	受付期間	認定審査	認定日
年度当初	1月中	2月下旬	4月1日
年度中途	7月中	8月下旬	10月1日

(2) 新規認定の審査事務

(認定審査会の設置)

第4条 理事長は、活動団体の認定にあたり、認定の申請を行った団体の活動内容を審査するため、必要に応じて認定審査会を設置するものとする。

2 認定審査会は、専門家、協会及び福岡市の職員で構成する。

3 審査は、申請書類の審査及び面接等によるものとする。

◆認定審査会の開催について

新規認定申請に合わせ、その都度行う。(3月中旬及び8月下旬)

◆審査員

原則として4名とする。

- ・福岡市 一人一花推進課長
- ・緑のコーディネーター 2名
- ・協会 みどり課長

◆審査会の運営

- ・申請団体の代表者(代理人可)から活動意志及び活動概要を確認する。
- ・不明な点については、事務局により調査・確認を行う。

(団体認定の基準)

第5条 認定を受けることができる団体は、次の各号に該当する団体とする。

(1) [地域の森づくり]

福岡市内にある管理者が公的機関である土地において、自主的に緑化活動を行う団体で、次のいずれかの活動を行うもの。

①樹林地等の保全管全や再生

樹林地等の保全管理を行う活動で、認定区域面積が300㎡以上のもの。

②緑の名所づくり

市街地に植樹を行うことにより緑の名所をつくる活動で、校区単位以上の広範囲にわたる活動規模であるもの。

[地域の花づくり]

福岡市内にある公共用地や空地において、自主的に花壇づくり等を行う団体で、活動規模が10㎡以上であるもの。

(2) 活動内容について、活動場所の所有者または管理者の許可等を得ていること。

(3) 会員数が5名以上の団体で、組織及び活動計画・収支予算が整っており、5年以上の活動の継続ができること。

(4) 営利を目的とした団体でないこと。

(5) 特定の宗教等に基づいた団体でないこと。

◆団体の会員数について

活動団体として維持するための最少員数として、役員を含め原則5名以上とする。

◆活動規模について

活動規模が基準面積を満たした団体は認定を受けることができる。なお、助成金算出の基礎となる認定区域面積は、各年度の活動区域の実数であり、地域の森づくりの保全管理・再生については300㎡以上、地域の花づくりについては10㎡以上の基準面積を満足することが必要である。基準面積に満たない場合は、当該年度の助成金交付の対象としない。

地域の森づくりの緑の名所づくりについては市街地に植樹を行うことで緑の名所をつくる活動で、校区単位以上の広範囲にわたる活動規模があるものを対象とする。

◆地域の森づくり「樹林地等の保全管理、再生」の認定について

土地の管理者が公的機関である自然樹林地において保全管理を行う活動または、自然樹林地を再生する活動を原則として地域の森づくりとして認定対象とする。

◆自然樹林地等について

本事業が、「福岡市の緑の骨格」をなす「森の緑地環」、「緑の腕」、「博多湾水際帯」などの樹林地を保全する活動に対する助成事業である事に鑑み、人工林、経済林等の林業に關係する樹林地を対象としないことを明確にするため「自然樹林地」とする。

◆保全管理、再生について

森づくり活動における保全管理は主に樹木管理(剪定、間伐、除草、清掃など)を、再生は自然樹林地を回復するための植樹活動を指すが、保全管理の一環として、樹木以外の植栽も森づくり活動の対象とする。ただし、樹木管理が主な目的であるため、樹木以外の植栽費については助成金の40%以内とする。

◆地域の森づくり「緑の名所づくり」の認定について

民有地も含む市街地に植樹を行い緑の名所をつくる活動で、校区単位以上の広範囲にわたる活動規模があるものを対象とする。

◆公園愛護会との関係について

公園愛護会活動と重複する福岡市の各区や指定管理者が管理する都市公園、緑地での地域の森づくり活動は対象外とする。

◆地域の花づくりの活動場所である公共用地や空地について

土地の管理者が公的機関である活動場所での花壇づくりを地域の花づくりとして認定対象とする。

◆花壇の認定区域面積の計算方法について

花壇の認定区域面積は、土の面の実面積の小数点3位を切り捨てた合計数量とし、助成金算出の対象面積は、合計数量の少数点以下を切り捨てた面積とする。

また、既に宿根草や低木があり今後植え替える予定がない場合、その植栽面積は認定区域面積から控除する。

◆フラワーボックス（プランター）について

フラワーボックスについては、通常移動が困難な、または移動しないことを前提とした概ね30ℓ以上の容量がある大型のプランターを対象とし（一般家庭用の簡易なプランターは対象としない）、土の面の実面積により認定区域面積とする。

◆営利を目的とした団体について

活動を行うことにより、直接的な営利に繋がることが考えられる団体は対象外とする。

◆特定の宗教に基づいた団体について

活動を行うことにより、直接的に宗教団体の利益に繋がることが考えられる団体は対象外とする。

◆福岡市から他の制度により補助金、助成金等の交付を受けている団体について

福岡市から認定区域の活動に補助金等を受けている団体は対象外とし、補助金等の交付期間終了後に申請することとする。ただし、経理を明確に分けることができ、別事業と見なしうる場合はこの限りではない。なお、活動資材等のみを受けている団体や、福岡市以外の自治体、自治会、企業等から別途に活動資金等を受けている団体は対象とする。また、詳しくは別紙(P10)を参照。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は認定の対象としない。

- (1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が代表者（団体が法人である場合にあっては、その役員）となっている団体
- (2) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する団体

◆暴力団関係について

「福岡市暴力団排除条例」に基づき、所轄課(福岡市みどり推進課)を通して承認確認を行うため、代表者(団体が法人である場合にあっては、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(認定団体の決定)

第6条 理事長は、認定審査会の審査結果に基づき認定の可否を決定し、認定することが適当であると認められる団体に対して、活動団体認定通知書（様式2）により、その内容を通知しなければならない。

- 2 理事長は、認定の決定にあたり、必要と認めるときは条件を付すことができる。
- 3 理事長は、認定することが不相当と認めたときは、速やかに申請を行った団体にその旨を通知しなければならない。

(認定内容の変更)

第7条 活動団体として認定された団体は、認定の内容に変更が生じた場合は、速やかに活動団体認定変更申請書（様式3）を提出しなければならない。

- 2 理事長は、認定変更申請書に基づき認定変更の可否を決定し、活動団体認定変更通知書（様式4）により、その内容を通知しなければならない。

◆「認定内容の変更」について

認定内容の変更は、活動団体として認定する内容である、団体名、代表者名、活動場所、活動規模（認定区域面積）に変更が生じた場合を対象とし、「活動団体認定変更申請書（様式3）」に関係書類を添付して提出する。

認定区域面積の変更の場合は「活動場所の位置図」、「区域図（面積図）」、「現場写真」、「活動場所の所有者または管理者の活動に関する許可書」を関係書類として提出する。

代表者変更の場合は「会員名簿（様式1-1）」を関係書類として提出する。

## 5. 助成金交付事務

（助成の内容）

第8条 理事長は、公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会都市緑化推進事業助成金交付要綱第3条に規定に基づき、活動団体として認定された団体に対し、予算の範囲内において助成金及び資材等を交付することができる。

### ◆助成金交付の根拠

助成金を交付できる根拠として、都市緑化推進事業助成金交付要綱第3条による。

### ◆「助成金及び資材」について

現状では、助成金のみを対象としているが、花苗や苗木等の資材の交付、配布等が必要な場合は、本実施要領に基づき事務処理を行う。

（助成金の交付）

第9条 認定を受けた団体で、助成金の交付の申請をしようとする団体は、助成金交付申請書（様式5）及び活動計画書（様式6）を提出しなければならない。

2 助成金の額は次のとおりとし、助成金の全額を交付決定後に交付する。

[地域の森づくり]

#### （1）樹林地等の保全管理・再生

##### ①認定後3年間の助成金

助成金交付申請に基づき、200,000円を上限として交付することができる。

##### ②認定後4年目以降の助成金

認定後3カ年を経過した後は、助成金交付申請に基づき、100,000円を上限として交付することができる。

#### （2）緑の名所づくり

助成金交付申請に基づき、200,000円を上限として、最大3年間交付することができる。

（3）下半期認定団体の助成金は、認定年度に限り1団体あたり、100,000円を上限として交付することができる。

（4）下半期認定団体の助成金対象の期間は、認定年度も1年として加算する。

[地域の花づくり]

#### （1）認定後5年間の助成金

助成金の額は、各年度の活動区域面積（10㎡以上）に基づき、1㎡あたり2,000円を限度として交付することができる。ただし1団体あたりの上限額は200,000円とする。

(2) 認定後6年目以降の助成金

認定後5カ年を経過した後の助成金の額は、各年度の活動区域面積(10㎡以上)に基づき、1㎡あたり1,000円を限度として交付することができる。ただし1団体あたりの上限額は100,000円とする。

(3) 下半期認定団体の助成金は、認定年度に限り1㎡あたり1,000円限度として交付することができる。

(4) 下半期認定団体の助成金対象の期間は、認定年度も1年として加算する。

◆「緑の名所づくり」から「保全管理・再生」への移行について

「緑の名所づくり」で植樹が終了後、300㎡以上の面積がある土地の管理者が公的機関である場所については「保全管理・再生」への移行が可能とする。その場合の助成金対象の期間は「緑の名所づくり」の認定年度も加算する

◆認定後の助成金の交付期間について

各団体は限られた財源の中で当支援事業を持続可能なものとするように努力する。森づくり活動の「保全管理・再生」については認定を受けた4年目以降について助成金額を半額とするため、当初の3年で団体活動の安定化を図るように支援する。「緑の名所づくり」については助成期間が最大3年であるため、その間に活動を完了、もしくは安定化を図るように支援する。

また花づくり活動については、認定を受けた6年目以降について助成金額を半額とするため、花壇デザイン等を研究することで、より安価な資材等で活動を継続するノウハウを得られるよう支援する。

◆「活動計画書」における活動予算(その他)について

団体の活動を把握する必要から、会費収入、他団体からの補助金等があれば記載することとする。

(助成金の対象)

第10条 助成金の対象となる経費は次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 植物、種苗等の購入費
- (2) 道具、資材等の購入費
- (3) 管理経費(会議室使用料、書籍購入費、通信費、消耗品費等)
- (4) 講習会等の経費(講師謝礼金含む)

◆植物・花苗等の購入費

- ・樹木・花苗・種子の購入費(送料も対象とする)
- ・高価な植物は対象外とする。1本当たりの単価は原則として木本類は5,000円、草本類は2,500円を限度額とする。ただし、「緑の名所づくり」についてはこの限りではない。
- ・限度額以上の植物でも、残りの金額を助成金以外で支払う場合は対象とする。
- ・「緑の名所づくり」において助成金により購入した樹木等を植樹する場所については、土地の管理者が公的機関である場所に限る。



◆道具、資材等の購入費

- ・スコップ、くわ、軍手等の道具、肥料、土壌改良材、薬剤、花壇枠や看板の材料費等の資材の購入費。
- ・50,000円未満の資材の購入費は対象とする（簡易な倉庫・草刈機等）。
- ・50,000円以上の資材でも、残りの金額を助成金以外で支払う場合は対象とする。

◆管理経費

- ・会議室使用料、書籍購入費、通信費、消耗品等の管理経費。
- ・通信費については、領収書が取れる切手等を対象とする。
- ・消耗品費については、用紙等事務用品を対象とする。
- ・会報、ポスター、チラシの印刷費。ただし、助成金の30%以内の金額とする。
- ・活動日における茶菓は、1人当たり1日200円を限度として対象とする（会員以外の分も含む）。ただし、助成金の30%以内の金額とする。
- ・資材等の運搬に使用する運搬機械等のレンタル料。
- ・活動場所で使用する道具の修理費。ただし、高額な場合は除く。
- ・ボランティア保険料（会員以外の分も含む）。
- ・花壇の水やりに使用するための水道料金。
- ・花苗等の買い出し、協会への報告書提出、表彰式への参加等にかかる交通費。

【管理経費のうち対象外とするもの】

- ・通信費のうち領収書が取れない電気代、電話代等。
- ・会員の賃金、交通費、会員への謝礼金・手当等の会員内の人件費。
- ・団体専用の事務室、事務機器、電話料金等の経常的な経費。
- ・団体が業者に委託して行う工事、及び活動の企画、運営、調査、会報作成、ホームページの維持管理等の経費。
- ・1人当たり1日200円を超える飲食費（懇親会費、弁当費等）。
- ・デジカメ、プリンターの購入、修理費。

【着用するものについて】

安全管理上必要	ヘルメット、軍手等		全額助成対象
名入れ、もしくは揃いのもの	ジャンパー、ビブス、帽子、Tシャツ等	単価3千円未満	半額、助成金額の30%を上限に助成
		単価3千円以上	対象外

◆講習会等の経費

- ・技術研修会等のための講習会、研修会に必要な交通費、講師謝礼金（ただし、講師は会員以外とする）等の費用を対象とする。ただし、助成金の30%以内の金額とする。
- ・協会が主催するイベント出席のための交通費。

◆その他

- ・活動場所で使用するものの購入費、使用料等のみを対象とする。
- ・「地域の森づくり」における花苗やセダム等、木本類以外の植物や花壇枠等の材料費については、助成金の40%以内の金額とする。
- ・ここに記載されているもの以外を購入する場合は協会に確認する。

(決定の通知)

第11条 理事長は、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式7）により、速やかにその内容を申請者に通知しなければならない。

(助成金の変更)

第12条 助成金の交付を受けた団体で、やむを得ない事情により助成金の減額が必要な場合は、速やかに助成金変更申請書（様式8）を提出しなければならない。

◆助成金の減額が必要な場合

助成金の金額は、当該年度の認定区域面積により算出する。花づくり活動で認定区域面積が何らかの事由により減少する場合は助成金の減額が必要であり、助成金変更申請書の提出があった時点で減額分を返納する。ただし、減少後も100㎡以上ある場合は減額の必要はない。返納額は減少した面積の助成額とその時点での支出残額の少ない方とする。

なお、年度途中の認定区域面積の拡大については増額を行わず、次年度からの増額とする。

## 6. 助成金確認事務

(活動実績の確認と報告)

第13条 助成金の交付を受けた団体は、関係書類を添えて活動実績報告書（様式9）を提出しなければならない。

2 理事長は、助成対象団体から提出された報告書に基づき、活動の適正な執行について確認を行うものとする。

◆報告書の提出時期について

活動実績報告書は、当該年度内までに関係書類を添えて協会窓口へ提出する。

◆中間報告について

各団体の活動状況を把握するため中間報告を行う。中間報告は10月末を目途に報告することとし、4月から9月までの「上半期活動報告書（様式9-2）」、及び「活動写真」及び面談により活動状況を確認すると共に、活動の問題点等について把握し、適切な支援を行う。

◆次年度の助成金申請について

活動を継続し、次年度の助成金を申請する団体については、3月の実績報告書の提出と同時に助成金交付申請書を受けとることにより、事務処理の簡素化を図る。

◆活動実績の確認

活動団体からの「活動実績報告書」に基づき、提出書類の各項目について、助成金の適正な支出について確認するとともに、活動の内容、問題点等について聞き取り調査を行う。また助成金支出明細書、及び領収書については、添付書類のほか領収書原本の提示を受けることにより正確な確認を行う。なお活動内容の確認のため不定期に活動現場の調査を行う。

◆新規認定団体の現地調査

新規認定団体については、活動状況の把握と年度末提出書類の事前指導のため現地立会を行う。

7. その他

(認定団体の休止)

第14条 活動団体として認定された団体で、やむを得ない理由により活動を休止する場合は、活動休止届（様式11）を提出しなければならない。

2 活動休止期間（年度途中の場合は、当該年度の活動期間に含む）は、助成金対象の期間に加算されない。

(団体認定の取り消し)

第15条 活動団体として認定された団体で、やむを得ない理由により認定を取り消す場合は、活動団体認定廃止届（様式10）を提出しなければならない。

2 その他の理由により、理事長が特に必要と認めた場合は、認定を取り消すことができる。

(活動報告会)

第16条 理事長は、必要に応じて認定団体の相互交流を目的とした活動報告会を開催する。

◆活動休止及び廃止に伴う助成金の返納

年度途中で活動が休止及び廃止した場合、活動休止届及び活動団体認定廃止届の提出があった時点での支出残額を返納する。

附則

1 このマニュアルは平成22年12月1日から適用する。

附則

1 このマニュアルは平成23年8月1日から適用する。

附則

1 このマニュアルは平成30年1月1日から適用する。

附則

1 このマニュアルは平成30年12月1日から適用する。

附則

1 このマニュアルは令和2年7月1日から適用する。

(別紙) 他の制度により補助金等の交付を受けている団体について

当事業の対象内かどうかは以下のフローにより判断する。

